

令和8年士幌町議会第2回定例会議事録（第1号）

令和8年6月5日

1 議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 会期の決定
日程番号3 諸般の報告
日程番号4 行政報告
日程番号5 教育行政報告
日程番号6 今期議会議案提案理由総括説明
日程番号7 議報告第1号 総務文教常任委員会所管事務調査報告
日程番号8 議議案第2号 産業厚生常任委員会所管事務調査報告
日程番号9 報告第1号 令和7年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程番号10 報告第2号 株式会社ベリオーレの経営状況の報告について
日程番号11 報告第3号 株式会社C h e e r Sの経営状況の報告について
日程番号12 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程番号13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程番号14 議案第1号 農業委員会委員の任命について
日程番号15 議案第2号 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例案
日程番号16 議案第3号 令和8年度士幌町一般会計補正予算（第3号）
日程番号17 議案第4号 令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程番号18 議案第5号 令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

2 出席議員（12名）

1 番 中村 貢 2 番 森本 真隆 3 番 山中 明裕 5 番 矢坂 賢哉
6 番 牧野 圭司 7 番 大西 米明 8 番 西山 伸宏 9 番 伊藤 健蔵
10 番 成田 哲也 11 番 曾我 弘美 12 番 秋間 紘一 13 番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	農業委員会会長	森本 耕二

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	増田 達也
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	角田 淳二	保健福祉課長	佐藤 慶岩

産業振興課長	吉川 和美	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	西野 孝典
特老施設長	福田 剛大	幼児教育課長	郷原 敏宏
消防課主幹	丸山 英司		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	藤内 和三
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	川岸 滋一	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(開会 午後 1 時 3 0 分)

○河口議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、令和8年第2回土幌町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、伊藤健蔵議員及び10番、成田哲也議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る6月1日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月12日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月12日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。

次に、十勝圏複合事務組合議会に関する報告及びとかち広域消防事務組合議会に関する報告は、お手元に配付のとおりです。

なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。

次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告及び日程第５、教育行政報告を行います。

行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。

これで行政報告を終わります。

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後４時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

日程第６、本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

○亀野副町長

それでは、今期定例議会に提案をしております各案件の総括説明をいたします。

今期定例議会に提出いたしましたのは、報告案件が４件、承認案件が１件、人事案件が１件、条例の一部改正が１件、令和８年度一般会計ほか、特別会計及び事業会計それぞれ１件の補正予算３件の合計１０件を提出させていただきます。

最初に、報告案件でございます。報告第１号は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、令和７年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。報告第２号及び第３号は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、株式会社ベリオーレ及び株式会社ＣｈｅｅｒＳの経営状況について報告するものでございます。報告第４号は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく町長の専決処分事項のうち、交通事故に関わる損害賠償の額の決定及び和解について報告するものでございます。承認第１号は、ただいま報告をいたしました損害賠償金に関わる令和８年度一般会計補正予算について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。議案第１号は、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。議案第２号は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、士幌町行政手続条例の一部を改正するものでございます。議案第３号から議案第５号までは、補正予算でありまして、一般会計ほか、特別会計及び事業会計の補正予算でございます。なお、追加議案として工事請負契約及び物品購入契約の追加議案を提出する予定でございます。

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。総括説明といたします。

○河口議長

日程第７、議報告第１号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」を行います。

総務文教常任委員長、登壇願います。

○森本委員長

議報告第１号。

令和 8 年 6 月 5 日。

士幌町議会議長、河口和吉様。

総務文教常任委員長、森本真隆。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

冊子の報告書、1 ページめくりまして第 1、調査事項、第 2、趣旨、目的、最後のページの第 8、所感を朗読させていただきます。

第 1、調査事項、自治体 D X（自治体のデジタル化）について。

第 2、調査の趣旨、目的、令和 2 年 12 月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定、令和 4 年 6 月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして位置づけられた。行政サービスのデジタル化によって住民の利便性を向上させる意味を持つ自治体 D X、デジタルトランスフォーメーションについては、本町でも行政手続のオンライン化やスマホ等による双方向情報通信など、住民の利便性向上、業務効率化に順次取り組んでいる。このたびの所管事務調査では、自治体 D X（自治体のデジタル化）についてと題し、本町の実績及び課題等について調査を行った。

5 ページをお開きください。第 8、所感、士幌町におけるデジタル化は、住民向けと業務効率化に分けて実施されており、住民向けとしては令和 4 年から町公式ライン、令和 6 年からは書かない窓口が実施され、町からの情報発信や各種申請方法の充実に取り組んでいる。業務効率化については、施設、備品予約や理事者スケジュール等の共有が行えるグループウェアや勤怠管理システム、令和 6 年からはテーブル起こしソフト、クラウド P B X、ロゴチャットを導入している。

訪問した更別村は、人口減少や高齢化といった地域課題をデジタル技術で解決し、村民の生活の質を高めることを目指している。行政、医療、移動、農業などのデータをつなぐためのシステムを整備し、100 歳まで世代を超えてつながり合う幸せな地域を掲げている。マイナンバーカード連携による地域ポイント発行や待ち時間のない診療、簡単総合窓口など様々なサービスを展開し、農業分野においてもスマート農業を推進して労働力不足解消や生産性向上を図っている。中でも使用電力センサーによる見守りは、離れた家族でも状況を確認できる有効なサービスであると感じた。一方で、デジタル機器に不慣れな住民への支援体制強化やサービス利用者の偏り、データ連携によるプライバシー保護などの課題も存在している。

本町は、推進計画の早期作成を目指しており、デジタル技術を活用しつつ持続可能な地域づくりに向けて取り組んでいるが、デジタルに不慣れ、デジタル移行に抵抗感のある町民、職員に対しての対策を講じることはデジタル化を推進する上での 1 歩目であると考え。また、他市町村の視察も行う姿勢が見られるが、成功例、課題解決方法について参考になる事例については積極的に取り入れるべきである。今後も町民の利便性向上、行政の業務効率化を進めるべきであるが、移動、買物、医療、農業、学習など様々な分野について町民への丁寧な説明を行い、デジタル化の利点を最大限発揮できるシステム構築を目指していただきたい。また、議会では令和 8 年の本会議、委員会等で議案等資料の早期提供及び業務効率化の観点から試験的にタブレットを活用し、他町村議会で導入を進めている

ペーパーレス会議に向け、検討を行っている。今後町もペーパーレス会議等のデジタル化について検討していることから、システム導入に当たっては情報共有を行いながら検討を行う必要があると感じている。

以上、報告とさせていただきます。

○河口議長

これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第8、議報告第2号「産業厚生常任委員会所管事務調査報告」を行います。

産業厚生常任委員長、登壇願います。

○矢坂委員長

議報告第2号。

令和8年6月5日。

士幌町議会議長、河口和吉様。

産業厚生常任委員長、矢坂賢哉。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

令和8年所管事務調査報告書、特別養護老人ホームの運営について。

第7の所感のみの朗読をさせていただきます。第1から第6までにつきましては、それぞれお目通しをいただくことといたします。

所感、今回産業厚生常任委員会では事務所管調査として特別養護老人ホームの運営について、本町の施設をはじめ、同規模の管外2つの施設について視察を行い、今回主に現在多くの施設において課題となっている人材の確保や処遇への対応、また施設を維持管理していく上での様々な課題について現状を調査した。

本町の施設の人員配置数については、国の定める配置基準は満たしているものの、介護及び看護職員、調理員の業務量は年々増加しており、新規の採用についても応募が極めて少ない状況であり、今後も非常に厳しいやりくりを迫られている。

留寿都村の施設、るすつ銀河の杜については、旧施設の建て替えを機に民営化へとかじを切り、社会福祉法人が運営することにより法人内での人事異動などで職員を確保する傍ら、リゾート地ゆえに外資系への人材の流出が顕著となり、その対応として外国人の採用を積極的に行っている。沼田町の施設については、本町同様の町立の特養ホームだが、職員の処遇面において処遇改善加算という制度を用い、近隣町村に比べ職員の給与面での優位性を生かし、人材の確保に努めている。また、両施設ともに外国人材を積極的に活用しており、本町においても検討する余地はあるのかもしれない。これら人材の確保については、今後の施設の維持、運営において極めて重要であり、同時に難題でもあるが、業務の負担をいかに減らしながら継続的に運営していくのか、今後も運営者、スタッフが心をつなげて英知を出し合い、円滑に運営されることを願うものである。そのことが入居者、家族にとって信頼できる施設として確立され、ひいてはこの職場で働いてみたいと思える人材の確保へとつながるものと期待する。また、施設も20数年が経過し、修繕の必要な箇所も年々出てきているが、これらのことも職員、スタッフの意見を聞き、必要とあれば

ゅうちよなく改善に取り組まれることを所望するとともに、今後の施設の将来展望にも配慮され、改修等の計画に当たっていただくことを望むものである。

特養施設の存在意義を考えると、安心して家族を迎え入れてもらえる施設の存在は、この町の働く世代にとって何物にも代え難いものであると言えよう。本当の意味でこの町に生まれてよかった、住んでよかったと思える、そんな温かい「ほほえみ」にあふれる場所として信頼される施設であるよう、これからのますますの発展に大いに期待をし、所感とする。

以上、所管事務調査報告、特別養護老人ホームについて報告とさせていただきます。

○河口議長

これで産業厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第9、報告第1号「令和7年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。総務課長。

○増田課長

総務課長、増田よりご説明申し上げます。

報告第1号 令和7年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度土幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。

この件につきましては、本年1月の第1回町議会臨時会及び2月の第1回定例会並びに3月の第2回臨時会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業名、金額等についてご報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、次のページの繰越計算書を御覧願います。住宅用高効率設備導入補助などのほか、戸籍システムの改修、物価高騰対策事業、土地改良事業関連、小中学校の体育館への設備整備など、令和7年度内に完了することが困難な事業等について繰り越したもので、2款1項、住宅用高効率設備導入補助事業から一番下に記載の10款4項、土幌高校農業機械整備事業まで、全16事業を合わせまして4億1,991万4,000円を令和8年度へ繰り越し、その事業を実施するものでございます。

各事業の財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で報告といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

以上で令和7年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第10、報告第2号「株式会社ベリオーレの経営状況の報告について」を行います。
朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

○吉川課長

産業振興課長、吉川よりご説明いたします。

令和7年度の株式会社ベリオーレ経営状況報告書について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

経営状況報告書の1ページをお開き願います。取締役及び監査役名簿並びに株主名簿は、記載のとおりでございます。

次に、2ページの第25期事業報告ですが、前半の社会情勢などは説明を割愛させていただきます。令和6年10月から全面的な改修工事が行われ、令和7年4月18日にリニューアルオープンし、リニューアル1年目の事業報告となります。宿泊、レストラン部門では、オールインクルーシブの導入やしほろ牛メインの創作焼き肉料理の提供により、客単価がレストランで156%、宿泊で131%に向上、客室数は23室から15室へ減少したことにより、宿泊客数は約2,400人減となったものの、年間稼働率は約9%増加し、66%となり、売上減少は500万円となったところであります。温泉部門では、ナノクラウドミスト式サウナや各種浴槽の新設、町民向け優待の実施、男女日替わり制の導入、またくつろげる空間の提供や牛乳販売促進のための100円牛乳自動販売機の設置をはじめ、地域の皆様の手厚いご支援により、入湯客数は約2,800人増加し、総利用客数では約12万人、総売上げでは1億9,100万円、経常利益は335万6,000円となり、財務体制の強化を図ることができました。今後ますます世界情勢が不安になる中、オープン景気の落ち着きを見据え、エネルギー効率の最適化やメニュー見直しによる運営コストの抑制、SNSを活用した情報発信の強化により、コスト抑制と顧客開拓に努めてまいります。

以上、第25期の事業報告といたします。

続きまして、3ページの庶務事項は、記載のとおり取締役会、株主総会の開催と監査が実施されております。

次に、4ページの貸借対照表は、左側の資産の部、右側の負債、純資産の部の合計がそれぞれ1億99万924円で、貸借が一致しております。

次に、5ページの損益計算書ですが、経常損益の部で売上高の計は1億9,145万8,117円で、内訳は記載のとおりでございます。これから売上原価の計3,907万1,976円を差し引いた売上総利益は1億5,238万6,141円となり、この金額から販売費、一般管理費の計2億4,991万3,199円を差し引き、営業利益はマイナス9,752万7,058円となります。これに営業外収益の計1億207万7,253円を加え、営業外費用の計51万2,224円を差し引き、経常利益は403万7,971円、法人税、住民税及び事業税の68万2,233円を差し引き、当期利益は335万5,738円となっております。なお、雑収入の内訳は、下段に記載のとおりでございます。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書は、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページの株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、中段の繰越利益剰余金の当期首残高は117万4,435円、当期変動額の当期純利益335万5,738円を加え、当期末残高は453万173円となります。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の結果につきましては、記載のとおりでござ

います。

次に、10ページの第26期事業計画案ですが、1、事業方針では、物価や光熱費の高騰、人件費の上昇により、今期は厳しい経営状況が予想されます。また、開業2年目を迎え、オープン景気が落ち着くため、中長期的な安定経営に向けた対策をスピード感を持って進める必要があります、具体的な取組として料金設定を細分化し、宿泊の繁忙期と閑散期の稼働率格差を是正し、売上げの最大化を目指していきます。また、何度もリピートしていただけるよう、顧客データの共有、従業員のおもてなし力を強化するほか、館内サービスやフリードリンクの定期的な改善を行い、地域の皆様に末永く愛される施設として努めてまいります。

2の収支計画については、25期実績を勘案し、計上してございます。売上高の合計が2億1,000万円、売上原価4,150万円、差引き売上総利益が1億6,850万円となり、販売費及び一般管理費の2億6,280万円を差し引き、営業利益でマイナス9,430万円、営業外収益となる指定管理委託料、補助金など1億200万円を見込み、営業外費用50万円を差し引き、経常利益で720万円を見込んでおります。

以上、株式会社ベリオールの経営状況報告とさせていただきます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

以上で株式会社ベリオールの経営状況の報告についてを終わります。

日程第11、報告第3号「株式会社CheerSの経営状況の報告について」を行います。朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

○吉川課長

産業振興課長、吉川よりご説明申し上げます。

令和7年度株式会社CheerSの経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

経営状況報告書の1ページをお開き願います。取締役及び監査役の状況並びに株主の状況は、記載のとおりでございます。

次に、2ページの第8期事業報告でございますが、総括的概要として記載にあります社会情勢などは説明を割愛させていただきます。指定管理業務では、利用者数は増加傾向で推移し、557名、99万3,000円の利用となりました。特産品販売事業では、既存商品に加え、新たにプラザ緑風の源泉を用いた化粧品NUPUを開発し、しほろモール温泉化粧水、温泉パックの販売を開始したところでございます。また、士幌高校との連携により、キルギス農業カレッジとの交流事業を実施し、相互間の農業技術、知識の習得を図り、人材育成と併せ、両校の国際交流事業を実施いたしました。

このような中、8期目の売上高は前年度比224万5,000円増の2,931万5,000円、経常利益は5万2,364円を計上しておりますが、地方税等を差し引き、当期純損失はマイナス2万7,636円となったところでございます。

以上が今年度の事業報告の概要です。引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以下、5ページの庶務事項までは事項別の詳細を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

次に、6ページの貸借対照表ですが、左側の資産の部、右側の負債、純資産の部の合計がそれぞれ1,572万3,259円となり、貸借が一致しております。

次に、7ページ、損益計算書ですが、売上高の計は2,931万4,868円となり、内訳は記載のとおりでございます。これから売上原価の360万9,318円を差し引き、売上総利益は2,570万5,550円となります。この金額から販売費、一般管理費の計2,577万6,998円を差し引き、営業利益はマイナス7万1,448円となります。営業外収益の計12万3,812円を加え、経常利益は5万2,364円となり、法人税、住民税及び事業税8万円を差し引き、当期純利益はマイナス2万7,636円となったところでございます。雑収入の内訳は、下段に記載のとおりでございます。

次に、8ページの販売費及び一般管理費内訳書は、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページの株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、中段の繰越利益剰余金の当期首残高は364万108円、当期変動額の当期純利益マイナス2万7,636円を差し引き、当期末残高は361万2,472円であります。株主資本の計、当期末残高は1,361万2,472円となっております。

10ページの注記表、11ページ、監査の結果につきましては、記載のとおりでございます。

次に、12ページ、第9期事業計画案でございます。1、指定管理業務の実施は、第2期目、5年契約の3年目となります。さらなる利用者の向上を目指し、ニーズを捉えた施設運営を行うため、昨年度に引き続き、利用しやすい施設運営、分かりやすい研修内容、施設利用の促進の3点を主軸に、より多くの町民の皆様に御利用いただけるよう努めてまいります。また、本年度の取組として、試験製造品代行業務の拡大や一人でも参加可能な研修プログラムの充実を計画してございます。

以下、2、大地くんと学ぼう事業の実施から13ページの4、シーベリー、ハスカップ果実の栽培までは継続事業であり、詳細説明は割愛いたします。

次に、5の新商品開発では、地域資源を活用した新たな商品の開発や既存商品の製品ラインナップの増、ハスカップリキュールやクラフトビールなどの酒類を開発し、企画販売を行います。

次に、6のJICA草の根技術協力事業では、引き続きキルギス農業カレッジと士幌高等学校の交流を深め、フードバリューチェーンをテーマにした専門性を高めた学習を行うためのサポート業務を計画してございます。

次に、14ページの7の収支予算につきましては、第8期の実績を考慮し、第9期計画では売上高の計が3,113万5,000円、売上原価が478万3,000円、売上総利益は2,635万2,000円、販売費及び一般管理費が2,590万5,000円、営業利益は44万7,000円、営業外収益は10万5,000円、法人税等は20万円、当期利益は35万2,000円を見込んでございます。

以上で株式会社CherSの経営状況報告とさせていただきます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。伊藤議員。

○伊藤議員

株式会社ベリオーレの経営状況の報告ですけれども、2ページ、第25期事業……
(「C h e e r S」と言う者あり)

○伊藤議員

ベリオーレ終わったのでしたっけ、失礼しました。間違えました。勘違いしました。

○河口議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

以上で株式会社C h e e r Sの経営状況の報告についてを終わります。

日程第12、報告第4号「専決処分 of 報告について(損害賠償額の決定及び和解)」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

報告第4号、損害賠償額の決定及び和解について報告をいたします。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして議会の議決により指定された町長の専決処分事項、交通事故の損害賠償額及び和解について令和8年5月18日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の報告書を御覧願います。1の損害賠償の額でございますが、84万5,102円。2の和解の内容は、相手方は町に対して本件に関し、今後一切の請求、異議申立てをしないという内容でございます。3の和解の相手方は、XXXXXXXXXXでございます。4の事故の内容でございますが、令和7年6月10日午後1時35分頃、士幌町上居辺地区東7線29号交差点にて東から西へ向かうスクールバスが一時停止後に前進したところ、北進していた相手方車両に衝突し、車両前部を破損させたものでございます。

当該スクールバスを運転しておりましたのは、朝陽線の2便の町営バスとして委託をしております町内業者の職員でありまして、和解までの期間がこんなに長引いたのは、相手方に外傷性頸部症候群、いわゆるむち打ち症があったため、治療に時間を要したものでございます。

なお、この事故は、治療に時間を要し、治療費を随時支払わなくてはならないことから、損害賠償金のうち、人身事故分56万8,505円については自動車損害賠償補償法第16条により、特に認められた制度として町の会計の収入、支出の手続を経ることなく、保険会社が損害賠償を相手方に直接支払っておりますので、本件に関わる補正予算の額は物損事故分の賠償金27万6,597円のみ計上となることを申し添えさせていただきます。

以上、報告第4号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

以上で専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）を終わります。

日程第13、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○増田課長

総務課長、増田よりご説明申し上げます。

令和8年度士幌町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和8年5月18日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億2,976万5,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、先ほどの報告第4号で報告させていただきましたスクールバス事故の損害賠償等に係る費用について専決処分を行ったもので、2款1項3目財産管理費の10節需用費の修繕料にスクールバス修繕費用として529万8,000円、11節役務費のその他手数料に事故車両のレッカー費用14万7,000円、21節補償補填及び賠償金に相手車両への損害賠償金27万7,000円、合わせまして572万2,000円を追加し、特定財源として雑入金の公用車事故損害共済金等を同額充当するものでございます。

7ページの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第1号「農業委員会委員の任命について」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○高木町長

議案第1号は、人事案件で、農業委員会委員の任命についてであります。現農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了となることから、新たに委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める農業委員会委員は、議案に記載のとおり、河田浩美氏ほか13名であります。農業委員会委員候補者の選考に当たりましては、本年4月1日から4月30日までの期間で農業委員の推薦、公募を行ったところ、地区、個人及び団体から募集人員と同数の14名の推薦応募があり、5月20日に5名の委員で構成いたします土幌町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、推薦のあった14名全て農業委員として適格であるとの報告がされたところであります。

なお、任期につきましては本年7月20日より3年間であります。

よろしくご審議を賜り、同意いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

○河口議長

説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15、議案第2号「土幌町行政手続条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第2号 土幌町行政手続条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、行政手続法の定める不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明資料の5ページを御覧願います。新旧対照表は6ページから7ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、行政手続法の改正に倣い、土幌町行政手続条例における聴聞等の通知に係る公示送達のデジタル化に対応するため、主に第15条で定める聴聞の通知方式及び第29条で定める弁明の機会の付与の手続における聴聞手続の準用規定に関して改めるものでございます。具体的

には、不利益処分における聴聞通知の公示方法についてこれまでの役場門前の掲示板に掲示する方法に加え、①のインターネットにより公表する方法及び②の町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示した事項を閲覧できる状態に置く方法を新たに追加をいたします。また、現行法令の取扱いに倣い、併せて字句の整備を行うものでございます。

次に、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から適用いたします。

以上、議案第2号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第3号「令和8年度士幌町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○増田課長

総務課長、増田よりご説明申し上げます。

議案第3号 令和8年度士幌町一般会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億7,395万2,000円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。2款1項10目地域生活交通確保対策事業費では、デマンド交通実証実験のためのコールセンター業務費用として12節委託料にデマンド交通コールセンター委託料195万7,000円を追加し、特定財源として交通空白解消緊急対策事業補助金130万4,000円を充当するものでございます。

次に、3款2項5目子ども医療費では、税制改正に伴う福祉医療システムの改修のため、12節委託料に82万5,000円を追加するものでございます。

次に、4款1項4目病院費では、医療機器等の整備に係る追加の繰り出し分として23節投資及び出資金に31万円を追加するものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、農業者年金業務委託交付金の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に農業者年金協議会補助金30万1,000円を追加し、特定財源として農業者年金業務委託交付金18万1,000円を追加。

次の３目農業振興費では、持続的な畑作物の産地体制構築を図るための取組支援やばれいしょ及びてん菜の生産性向上の取組などに係る補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に畑作物産地生産体制確立強化緊急対策補助金及び地域農業構造転換支援事業補助金にそれぞれ記載の額、合わせまして１億2,967万5,000円を追加し、特定財源として道からの補助金を同額充当するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。２段目、６款２項１目林業振興費では、キツネやアライグマの捕獲数の増加により捕獲及び処分に係る委託料に不足が生じたことに伴い、12節委託料にキツネ捕獲業務委託料300万円、有害鳥獣処分委託料190万円、合わせまして490万円を追加するものでございます。

次に、７款１項２目観光振興費では、温泉法の規定に基づき10年ごとに更新が必要となるしほろ温泉プラザ緑風の温泉成分を分析するための費用として12節委託料に12万1,000円を追加するものでございます。

次に、９款１項３目消防設備施設費では、消防庁舎施設整備改修工事として屋上修繕の執行に当たり、石油関連資材の高騰の影響を受け、工事費に不足が生じたことから、14節工事請負費に82万5,000円を追加するものでございます。

次に、10款４項３目農場管理費では、フルタイム型会計年度職員の農場実習助手１名を採用したため、２節給料から４節共済費まで合わせて405万3,000円を追加するものでございます。

13ページをお開き願います。２段目、５項３目公民館費では、農協が所有する上居辺、北中音更の公民館へ各施設３台のエアコンを設置するための補助金として18節負担金補助及び交付金に地区公民館維持管理助成金45万円を追加するものでございます。

次に、６項２目体育施設費では、町民プールにおいてプール内を仕切る手すり柵の劣化が著しいため、10節需用費の修繕料に77万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、７ページをお開き願います。中段の19款１項１目繰越金の前年度繰越金に1,302万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、15ページ、16ページにかけましては一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第4号「令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長、角田より議案第4号 令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ64万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,671万円に改めようとするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。7款1項1目保険税還付金は、実績見込みにより、22節償還金利子及び割引料に過誤納付還付金64万5,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。6款1項1目繰越金に前年度繰越金64万5,000円を追加し、収支の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第5号「令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国民健康保険病院事務長。

○西野事務長

国保病院事務長、西野より議案第5号 令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計補

正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案1ページ、第2条、業務の予定量では、予算で定めた（4）、主要な建設改良事業の有形固定資産購入費1,189万2,000円を1,251万2,000円に改めようとするものです。

第3条、収益的収入の予定額では、1款病院事業収益9億6,362万3,000円を9億7,682万3,000円に、2項医業外収益3億6,477万5,000円を3億7,797万5,000円に改めようとするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額では、収入の1款資本的収入9,515万8,000円を9,546万8,000円に、1項一般会計出資金8,755万8,000円を8,786万8,000円に改め、支出の1款資本的支出1億1,865万6,000円を1億1,927万6,000円に、1項建設改良費1,189万2,000円を1,251万2,000円に改めようとするものです。

次に、予算説明書に基づきご説明いたしますので、3ページをお開き願います。上段の表の収益的収入につきましては、1款2項6目国・道補助金交付金において、物価上昇や賃上げの影響を受ける医療機関に対し国から支給される1,055万円の補助金と道から支給される245万円の支援金に加え、気候変動による猛暑に対応する環境改善を図る施設に対し道から支給される20万円の補助金を合わせて総額1,320万円を追加するものでございます。

次に、中段から下の表の資本的収入及び支出につきまして、初めに支出では1款1項1目有形固定資産購入費の1節器械備品購入費においてリハビリテーション科で使用するマッサージ器が経年劣化による故障により更新が必要となったことから、その費用として62万円を追加し、収入では医療機器の購入に伴い、1款1項1目一般会計出資金の2節医療機器購入事業出資金に31万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

（なしの声あり）

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

（なしの声あり）

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、11日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後 2時28分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員